

一般競争入札公告

令和 8 年 7 月 1 日

一関地区広域行政組合
管理者 一関市長 佐藤善仁

1 入札に付する事項

- (1) 件名 一関地区広域行政組合斎苑予約システム導入業務委託
(2) 履行場所 ①岩手県一関市字釣山 30 番地 1 釣山斎苑
②岩手県一関市千厩町千厩字東小田 334 番地 2 千厩斎苑
(3) 履行期間 令和 8 年 8 月 3 日から令和 9 年 1 月 31 日 (181 日)
(4) 仕様等 別紙仕様書及び機能要件一覧表のとおり

2 入札保証金 入札額の 100 分の 3 以上とする。

ただし、一関地区広域行政組合財務規則（平成 18 年規則第 10 号）第 2 条において準用する一関市財務規則（平成 17 年規則第 51 号）第 129 条の各号に該当する場合は免除とする。

一関市財務規則（抜粋）

第 129 条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に付する場合において、政令第 167 条の 5 及び第 167 条の 11 に規定する資格を有する者で過去 2 年の間に国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 不用物品の売払いについて一般競争入札に付する場合において、当該入札参加者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

3 契約保証金 契約額の 100 分の 10 以上とする。

ただし、一関地区広域行政組合財務規則（平成 18 年規則第 10 号）第 2 条において準用する一関市財務規則（平成 17 年規則第 51 号）第 146 条の各号に該当する場合は免除とする。

一関市財務規則（抜粋）

第 146 条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。ただし、工事請負費等及び委託料（建設関連業務委託に限る。）で、契約金額が 500 万円以上の場合は、第 1 号又は第 2 号に該当する場合に限る。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 政令第 167 条の 5 及び第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合においてその者が過去 2 年の間に国、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約が履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 契約書の作成を省略することができるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (8) 官公署等と契約するとき。
- (9) 特定の者でなければその目的を達成することが困難と認められる契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき、又は契約保証金を納付させることが適当でないとき。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後 2 年を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他使用人として使用する者でないこと。
- (3) 会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（管理者が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 入札公示の日から入札までの間に、一関地区広域行政組合より指名停止を受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税について滞納がないこと。
- (6) 過去 10 年の間に、国、地方公共団体又はその他の公共機関と同種業務の委託契約を締結し、かつこれらをすべて誠実に履行している者であること。

5 入札参加申請書

入札参加希望者は、入札参加申込書類を次のとおり提出するものとする。

- (1) 提出期限 令和 8 年 7 月 28 日（火）正午まで
- (2) 提出書類 一般競争入札参加申請書（様式第 2 号）
- (3) 提出方法 一関清掃センター（〒029-0131 岩手県一関市狐禅寺字草ヶ沢 36-41）へ
提出書類を持参又は郵送により提出。（郵送の場合は提出期限必着とする。）

6 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 質問方法及び宛先 一関清掃センター宛てにファックス（FAX 0191-21-2158）もしくはメール（icseiso@city.ichinoseki.iwate.jp）で申し出ること。
- (2) 申出期間 令和 8 年 7 月 6 日（月）から令和 8 年 7 月 16 日（木）の間
- (3) 回 答 質問内容及び質問に対する回答を一関地区広域行政組合のホームページに掲載する。
- (4) 掲載時期 令和 8 年 7 月 22 日（水）までにホームページに掲載する。

7 入札及び開札

- (1) 入札日時 令和 8 年 7 月 31 日（金）午後 1 時 30 分
- (2) 入札場所 一関地区広域行政組合 一関清掃センターリサイクルプラザ 3 階会議室
（岩手県一関市狐禅寺字草ヶ沢 36-41）
- (3) 入札書類 入札書（様式第 3 号）
- (4) 立 会 人 入札参加者
- (5) 落札予定者 有効な入札を行い、予定価格の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札予定者とする。

8 落札者

- (1) 4 に掲げる入札参加資格を満たしているものを落札者とする。
なお、いずれかの入札参加資格を満たしていない場合又は落札予定者が入札参加資格確認のために管理者が行う指示に従わない場合は、当該落札予定者の行った入札を無効とし、次順位の者を落札予定者とし、同様の審査を行うこととする。
- (2) 落札予定者となるべきものが 2 者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札予定者を決定するものとする。

9 その他

- (1) 入札参加者は、一般競争入札心得（様式第 4 号）を遵守しなければならない。
- (2) 入札参加者は、4 の入札参加資格の確認のために管理者が行う指示に従うこと。
- (3) 入札参加希望者が 4 の入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合にあっては、入札参加資格を認めないことがある。
- (4) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (5) 提出する書類等に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- (6) この入札に関する問合せ先
一関地区広域行政組合 一関清掃センター環境衛生係
〒029-0131 岩手県一関市狐禅寺字草ヶ沢 36-41
TEL 0191-21-2157 FAX 0191-21-2158 E-mail icseiso@city.ichinoseki.iwate.jp